

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示
倉吉市外九か町村交通災害共済組合の公平委員会の事務の受託

健康保険法による保険薬剤師の登録

牛の家畜人工授精講習会の開催

換地計画の適否の決定

土地の用途廃止

” ”

告 示

鳥取県告示第七百六十一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により倉吉市外九か町村交通災害共済組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第

二項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市外九か町村交通災害共済組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、倉吉市外九か町村交通災害共済組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し、必要な事項は甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十五年一月一日から適用する。

鳥取県告示第七百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年

政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
山内 佳見	鳥取市大杉横長 二三六一一三	鳥葉第二四二号	昭和四十四年十二月十日

鳥取県告示第七百六十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第十六条第二項第二号の規定による牛の家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催場所 東伯郡赤碕町松谷六〇六
鳥取県立畜産講習所

二 開催期間 昭和四十五年一月十六日から一月二十七日まで

三 受講手続 鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条の受講願書(二部)に同規程同条各号に掲げる書類(各一部)を添えて所轄の家畜保健衛生所へ昭和四十五年一月七日までに提出すること。

四 その他

- 講習会終了後に修業試験を実施する。
- その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第七百六十四号

昭和四十四年三月三十一日付けで東伯郡北条町大字江北七百九十八番四地江北土地改良区から申請のあつた東伯郡北条町江北地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
昭和四十四年十二月二十五日から二十日間
- 縦覧に供する場所
北条町役場

鳥取県告示第七百六十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月十六日から用途廃止した。

昭和四十四年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉成字西分木三六〇ノ一番地先から 三六一ノ二番地先まで		三五・四八	水路敷

鳥取県告示第七百六十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月十六日から用途
廃止した。

昭和四十四年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市滝山字山川向四六八番地先	二九・〇九	道路敷
四六七番地先から 四六四番地先まで	一五一・五九	水路敷

鳥取県告示第七百六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月十六日から用途
廃止した。

昭和四十四年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
倉吉市不入岡字弥治兵衛三九〇ノ四番地先	六四・七一	道路敷